



2015年度 夏期合同研究

7月14日、弁護士会館において、2015年度夏期合同研究が開催された。
午前中には19の分科会、午後からは全体討議が開催され、
分科会はのべ616名、全体討議はのべ362名が参加した。

第1分科会

ここがポイント! 実務に生かせる最新・消費者関連法 改正の動向

消費者問題特別委員会副委員長 大塚 陵 (60期)



現在、消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法のいわゆる消費者三法のいずれについても改正の議論が行われているため、消費者問題特別委員会では、その議論状況及び現時点での見通し等をスライドを用いて報告した。

まず、消費者契約法については、志水美美代委員、水口瑛葉研修員から、改正課題全体の概説と、主要な論点である「消費者」概念及び「勧誘」要件（広告等への適用）についての報告が行われた。

次に、特定商取引法については、菊間龍一研修員、鈴木さとみ委員、小森貴之委員から、訪問販売等の勧誘に関す

る問題（事前拒否制度の導入の当否）、権利の販売の問題（政令指定制撤廃の当否）、美容医療の問題（同法の適用対象とすることの当否）について、具体的な事例等に即しながら報告がなされた。

最後に、割賦販売法については、上原誠委員から、クレジット取引の実際の仕組みの解説を踏まえつつ、そうした実態に対応しようとする今回の改正についての報告が行われた。

あまりに意欲的な企画で消化不良となるおそれもないではなかったが、多数の会員にご出席いただき、盛会であった。

第2分科会

ストーカー犯罪における加害者治療

犯罪被害者支援委員会委員 高橋 洋平 (63期)



当分科会では、犯罪被害者支援委員会と刑事弁護委員会の共催で、独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター平井慎二医師をお迎えし、ヒトの行動原理に基づく新しい治療法である「条件反射制御法」についてお話を伺った。

条件反射制御法は、種々の物質あるいは行動に対する欲求を生じ難くし、仮に欲求が生じてもそれを消す技法であり、薬物などの物質使用障害のほか、PTSD、反応性抑うつ、自傷行為、病的賭博、性嗜好障害、強迫行為な

どに実践され、大きな効果をあげている。そして、近時、ストーカー犯罪における加害者治療においても条件反射制御法が導入され、加害者のストーキング行為の欲求を低減させることに成功しているとのことであった。

我々弁護士はストーカー犯罪に対してどのように関与し立ち向かうべきか。刑事事件における情状弁護活動としてのみならず、被害者の支援の究極の形としての加害者治療（加害者をなくすことで被害者をなくす）も無視できない時代になってきているものである。

第3分科会

動物殺処分における法的課題

公害・環境特別委員会委員 佐藤 光子 (52期)



殺処分問題、動物愛護法改正に関し、衆議院議員の松野頼久氏、NPO法人地球生物会議ALIVE調査員の宍戸みわ氏、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問の高木優治氏、一般社団法人全国ペット協会名誉会長の米山由男氏をパネラーとしてお招きし、パネルディスカッションを行った。

松野氏は、マイクロチップ導入、8週齢規制、動物取扱業者の許可制、悪質業者による犬猫大量遺棄事件に言及した。宍戸氏からは、全国自治体アンケートによる現状分析、

動物取扱業者の専従職員数や飼養施設基準の明確化などの提案がなされた。ペット協会からは、業者のレベルアップを目指した資格制度を設けるなど自主的な取組みについて説明があった。高木氏からは、地域猫対策についての担当職員の不足、地域猫は地域社会の問題であることが指摘された。

立法、行政、動物愛護団体、ペット業者それぞれの立場からの意見を聞くことが出来、大変有意義な分科会であった。

第4分科会

行政事件への誘い ―業務改革の一分野として―

行政法研究部部員 大城 朝久 (59期)



第1部では、伊藤祥治会員から、行政事件の分析と動向に関する報告がなされた。第2部では、行政事件に精力的に取り組んでいる尾谷恒治会員から、扱っている事件の種類、受任の経緯、報酬等について報告がなされた。第3部では、水野泰孝会員から、来年施行される改正行政不服審査法に関する説明とそれに関する弁護士の活動領域の拡大の可能性について報告がなされた。第4部においては、渡邊正昭部長より、業務改革の一分野として、多種多様な行政分野への進出の可能性及び実際の取組について報告がなされた。

加えて、多種多様な行政事案の発展に対応できる弁護士を養成する制度の必要性、また、これに対する当部会の役割について報告がなされた。

各報告を通じて、行政法分野は訴訟事件以外にも未だ開拓の余地が大きく、広汎な発展可能性を秘めている反面、多種多様な行政分野の需要に応じる体制の整備が必要であることを認識させる有意義な分科会となった。

第5分科会

高齢受刑者に対する刑務所内処遇の現状と課題

刑事拘禁制度改革実現本部委員 新倉 修



安田恵美氏（國學院大学法学部講師）の講演を受けて、高齢受刑者問題を議論した。

まず講師は、刑事施設収容者の5人に1人が高齢者（60歳以上）で、受刑者の少なくとも10人に1人が精神的・心的な障害を抱えているという現状を前にして、犯罪者にとって刑事施設が「最後のセイフティ・ネットワーク」になっていると指摘し、「生きにくさを抱えた人が刑務所で増えている」という。処遇面では、生命・健康の維持という課題があり、矯正医療の崩壊の危機もあり、地域との医療共助の強化拡

大も必要となっている。

また、窃盗などの軽微な犯罪での頻回受刑者の増加（とくに女子刑務所）や仮釈放率の低下など、社会復帰の困難さが社会的排除を招き、さらに犯罪を招くという「負のスパイラル」がみられる。2012年に地域生活定着支援センターが全国展開し全国的な協議会が設立されたものの、出所者の孤立化を防ぐための支援の拡充を含めて、多くの課題が残されている。

第6分科会

『憲法第9条の解釈に関する報告書』に関する集中討議

憲法問題対策センター 憲法問題研究部会 部会員 藤川 元 (35期)



7月14日の研究会は、久しく議論の行なわれていなかった憲法9条の問題を正面から扱ったことで意義深いものであった。

憲法9条を素直に解釈するならば、自衛隊を保有することや米軍を日本に駐留させることは違憲である、と言わざるをえない。

当研究会は、武力を放棄することとともに現在の政策の一部を変えることを提言する。たとえば、米国に対する外交を対等な成熟した国同士のものに、歴史問題に対する真摯

な取り組み、開発途上国に対するさらなる利他的な経済支援、など。このようにして、現状を一変させ、世界から尊敬される国になる努力を重ねる一方で、非武装に徹しよう、というものである。

これを巡って様々な意見が出されたが集団的自衛権を立法化しようとする今の動きについては憲法違反であることで異論はなかった。

このような議論をすることで、憲法9条の意義を見極めるとともに、真の安全保障とは何かを深く考えようではないか。

第7分科会

司法取引

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



当委員会委員長より、今回改正案の証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設（他人負罪型司法取引）について説明がなされた。その後、23年間検察官としての実務を経験されてきた郷原信郎弁護士（第一東京弁護士会）から他人負罪型司法取引の問題点の指摘を受けた。

郷原弁護士は、昔からの調書中心主義を脱却することが可能となることや、会社内のコンプライアンス違反摘発の見地から、この協議合意制度の成立自体に賛成であるが、現

法律案には疑問があるとする。とりわけ、協議合意する供述者が意図的な虚偽供述をする場合、虚偽性を発見することは容易ではなく、この点については協議合意の全過程において可視化の手続を取ることが不可欠であり、検察官はこの経過について徹底した証拠開示をするべきであるとする。更に、供述者に弁護士が就任した場合、検察官との合意書面に連署することになる。弁護士は制度設計上供述内容の信用性について担保すべき立場とされているが、このようなことが可能なのかという疑問点が出された。

第8分科会

意思決定支援（保佐・補助の実務を中心に）

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 福武 功蔵 (58期)



宮田百枝委員より意思決定支援に関する報告があり、障害者権利条約の背景に障害者を「保護の客体」から「人権の主体」へ転換する発想があり、本人の意思の尊重と本人の最善の利益との衝突が生じることが問題提起された。

具体的ケース4例を通じて、ケースそれぞれに存在する問題点についてパネルディスカッションを行い、赤沼康弘委員及び筑波大学大学院人間総合科学研究科講師の名川勝氏から貴重なコメントを頂いた。よりよい支援のために

は本人の意思を把握することが重要となり、本人の意思を把握するための手段が意思決定支援である。意思決定支援では本人の意思を確認しやすい状況等を知ることや、本人に対する十分な情報提供を行うことが必要であり、福祉関係者のネットワークを使った本人に関する十分な情報収集が必要である。難しいテーマと思われたが、日頃の後見人活動にも活かせるような内容を含む充実した研修となった。

第9分科会

身近な出産・育児をめぐる労働問題 (マタニティーハラスメント)

労働法制特別委員会研修員 溝口 竜介 (66期)



当委員会では、妊娠や出産、育児を理由とする不利益処分（マタハラ）をテーマとして分科会を実施した。分科会は2部構成で、第1部は、最判平26.10.26（民集68.8.1270）を題材とした仮定の事案につき、使用者と労働者がそれぞれ弁護士に法律相談に行った、という設定の寸劇を行い、労使の考え方の違いを浮き彫りにすることを試みた。これに続く第2部は、パネリストとしてお招きした今野久子会員、厚労省の河村のり子課長補佐、マタハラNet代表の小酒部さやか氏から論評等を頂いた。

河村氏は、マタハラの根底には少子化問題等と同様、①性別役割分担意識、②長時間労働への親和性があると指摘された。アメリカ国務省から『世界の勇氣ある女性賞』を受賞された小酒部氏は、日本はマタハラの後進国であるとして、ジェンダーに対する意識改革の必要を強く訴えられた。また、今野会員からは、題材判例の解説、寸劇については昇格請求権に関する検討についてご指摘を頂いた。

時間を延長する白熱した分科会で、マタハラに関する知見を深める有意義な発表であった。

第10分科会

改正民法の要点に迫る—逐条解説(その2)

法制委員会委員 山崎 岳人 (64期)



法制委員会では本年3月30日と5月1日に「改正民法の要点に迫る—重点項目の逐条解説」と題して、本年の通常国会に提出された改正民法に関する研修を開催した。本分科会はその第2弾である。

今回は、岩田修一副委員長による司会のもと、第1弾で触れられなかったテーマを中心に、錯誤（中込一洋委員長、小松達成副委員長）、法定利率（木村真理子副委員長、山崎岳人委員）、相殺（廣畑牧人委員、角田智美委員）について逐条解説がなされ、設問形式の解説では参加者に30

秒のシンキングタイムが設けられるなどした。その後、売買（吉直達法委員）、請負（横山宗祐委員）、賃貸借（大橋美香副委員長）、消費貸借（稲村晃伸委員）の各契約について、契約書作成時の注意点が解説された。

今回の改正は民法総則から債権各論までの広範な項目に及んでおり、本分科会にも多数の会員に参加していただいた。法制委員会では今後も債権法改正の研修を実施していきたい。

第11分科会

ヘイトスピーチ被害者救済のために弁護士ができること

外国人の権利に関する委員会委員 古池 秀 (65期)

本分科会では京都弁護士会所属の豊福誠二弁護士が携わった京都朝鮮第一初級学校襲撃事件と徳島県教祖襲撃事件について、事件の概略、訴訟に至るまでの流れ、裁判(判決)について詳細に発表された。

京都朝鮮第一初級学校襲撃事件においては、実際の襲撃の様子が上映された。豊福弁護士がこの事件に対応するに際し、現行犯であり証拠も明白であるのに警察の対応が遅く被害が拡大したこと、校門近くでの街宣等禁止の仮処分が出たのに公安委員会は街宣を許可したこと、被

告である在日特権を許さない市民の会からの攻撃を避けるために原告を児童ではなく学校法人と選択したことで、無形的な損害についての立証が困難であったこと等の様々な困難に直面することとなった一方で、人種差別撤廃条約違反を根拠に高額な損害を認定する、判決の中で民族教育を実施する利益を認めるなどの貴重な成果を得たことが発表された。



第12分科会

弁護士に対する業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60期)

当委員会では、川田剛副委員長が、業務妨害事例を離婚事件に関わる業務妨害、刑事弁護に関わる業務妨害、依頼者からの業務妨害、企業法務に関わる業務妨害という類型毎に整理し、教訓と対策について紹介した。

いずれの類型も弁護士が日常的に扱う業務に基づいて発生する業務妨害であって、誰にとってもいつ起きてもおかしくないとの指摘が繰り返しなされた。また、最も容易かつ有効な対策として、事務所の常時施錠を改めて推奨するとともに、離婚事件におけるDV事案における複数受任・複

数対応の必要性も説明がなされた。

出席した会員から、支援要請の具体的手順についての質問を受け、当委員会は迅速な対応を旨としており、支援要請があれば当日中の対応を心掛けていることを案内し、業務妨害を受けて悩んだり危険を感じたりしたら、一人で抱え込むことなく、当委員会に支援要請を行うよう呼びかけ、本会は終了した。



第13分科会

現行制度下における、あるべき司法修習制度論

(司法改革総合センター・法曹養成制度改革実現協議会 共催)

司法改革総合センター事務局長 近藤 健太 (48期)

本年6月30日、政府の「法曹養成制度改革推進会議」において「法曹養成制度改革の更なる推進について」と題する決定が出されたところであるが、あるべき司法修習制度については必ずしも具体的な議論が深められているとは言えない。

当会においては、昨年度、法曹養成制度改革実現協議会「司法修習制度検討部会」と司法改革総合センター「法曹人口・法曹養成問題ワーキンググループ」という別個の組織において、あるべき司法修習制度について議論してきた。

そこで、本年度の夏期合同研究においては、上記2つの

組織における議論を結集し、現行制度下においてはいかなる司法修習制度が望ましいのか検討することとなった。

当日は、教官経験者をはじめとするベテラン弁護士のみならず、若手弁護士・司法修習生まで幅広い層の出席が得られ、予定されていた部屋が満席となるほどの盛況ぶりであった。

そして、初めて実施された導入修習を経験した68期司法修習生3名から感想・報告が得られたほか、選択型修習を経験した若手弁護士からも貴重な経験談を聞くことができ、実態をふまえた議論が深められたところである。



第14分科会

多摩支部本庁化運動 10年の歩みと展望

多摩支部本庁化・本会化推進本部事務局長 露木 肇子 (36期)



第14分科会では、3名の推進本部委員によるパネルディスカッションを行った。

多摩支部は、平成17年6月の臨時総会で裁判所立川支部の本庁化推進決議をしてから10年間、多摩の市民・議会・首長・経済団体・国会議員等に様々な働きかけをしてきた。本年3月には、多摩支部及び多摩全商工会議所の本庁化を求める要望書を、国会議員らと共に最高裁及び法務省に提出し、この件はマスコミにより全国に報道された。このような経緯を踏まえ、高木一彦委員は、支部のままでは何ら自己決定権がなく、本庁化によって地域司法の責任主体を作

る意義を語った。元裁判官の舟橋定之委員は、多摩は24区目ではなく独自の社会的経済的基盤を有するのだから、地域に合った裁判所を作るべきであると述べた。若手代表の鳥生尚美委員は、鹿児島地裁名瀬支部での経験を基に、同支部では裁判官不足が問題であったが、法テラスの弁護士増員が裁判官増員につながったこと等より、まず弁護士が地域住民のニーズに応える必要性を述べた。

最後に、22名の参加者は、東弁及び多摩支部が本庁化早期実現に真摯に取り組むことを求める宣言文を採択し、山本哲子支部長が決意表明して閉会となった。

第15分科会

裁判員アンケート分析からみる今後の弁護活動

裁判員制度センター委員 川崎 良介 (66期)



本分科会では、裁判員裁判の経験豊富な高橋俊彦会員を講師として招き、大久保博史会員がコーディネーターを担当し、お話を伺った。

裁判員のアンケートによると、「話し方に問題があった」、「話す内容が分かりにくかった」、「質問の意図・内容が分かりにくかった」の各質問に対する「はい」との回答率が、検察官については、9.91%、5.52%、15.12%、弁護人については、26.78%、18.07%、28.71%と全ての質問において弁護人の方が分かりにくいとの結論が出ていること

が指摘された。

話し方については、「声が小さい、話すスピードが速い」等の意見が散見されたとの指摘があり、話の間に間を取る等の対策が紹介された。

また、弁護活動の内容についても、「3つのC」等について、そもそも有効な方法なのか活発な議論がなされた。高橋会員の「自分の中で心証形成過程を精査していくことが分かりやすい弁護活動に繋がる」との言葉が印象的だった。

第16分科会

同性婚を認めないことこそ憲法違反?! ～LGBTのパートナーシップを人権問題として考える～

両性の平等に関する委員会委員 山本 真由美 (62期)



当委員会で積極的に取り組んでいるLGBTの人権問題として、同性婚をテーマにした分科会を行った。本年3月に同性カップルに対するパートナーシップ証明書の発行を定めた条例が渋谷区で可決し、6月にはアメリカ連邦最高裁で同性カップルに婚姻の権利を認める旨の判決が出たため、会員の関心は高く、38名が参加した。

国際的な潮流では同性婚を認める方向に進んでいるものの、渋谷区条例は法律婚と同じ効果を生じさせるものではなく、同性婚が認められないために当事者が困難に直面し

ている現実を各委員が解説し、当事者の陳述書の代読も行われた。

そして、首都大学東京の木村草太准教授により、憲法24条は文言解釈上も趣旨からも同性婚を禁じていないことや、13条・14条による自由権・平等権的構成のみならず、25条を根拠に制度保障を求める社会権的構成ができる等、憲法の専門家ならではの解説がなされた。

同性婚につき深く考える、熱い分科会となった。

第17分科会

非弁護士が所有・経営する海外法律事務所 (ABS) の出現とその影響

国際委員会研修員 沼澤 佳枝 (67期)



昨今、弁護士以外の者が出資又は経営参加する法律事務所の形態である Alternative Business Structure (ABS) について、一部の国で、法律事務所の業務に参加しない投資目的の非弁護士からの出資を認めるABSが出現し、諸外国において関心が高まっているところ、諸外国での開設状況と我が国における論点等に関する整理・議論を行った。

まず、ABSの中でも、非弁護士に投資目的の出資・経営参加を認める形態が英国等いくつかの国で認められていることに関し、依頼者の利益の実現、弁護士の独立性保持、利益相反防止等の観点から問題が指摘されていることが紹介された。

また、上記の点と関連して、ABS所属外国弁護士の外資資格審査及び登録申請の取扱いについて論点整理と議論がなされ、当該ABSにおける非弁護士の出資割合を審査項目に含める方策等についても議論がなされた。

他方で、法的サービスの多様化とイノベーション、司法アクセスの拡充に貢献している海外ABSの存在も指摘され、そうしたABSならば存在意義があるのではないかなどの意見が出されるなど、活発な議論が行われた。

弁護士業務の国際化が進展していく中で、今後ますます議論を深める必要があると感じた。

第18分科会

シリア難民について—現地報告と我が国の難民認定

人権擁護委員会 国際人権部会 副部会長 大川 秀史 (50期)



シリア内戦は本年に入っても収束のきざしはなく、日本人2名の殺害に大きな衝撃を受けた一方、国内ではシリア出身者が難民認定を求めて提訴している。

内戦勃発後に実に4度にわたりシリアに渡航したフリージャーナリストの西谷文和氏は、自ら撮影した映像を交えながら、現地の状況や紛争の背景を解説した。市街地は砲弾により完全に破壊され、各地に難民キャンプが開設されている様子に息をのんだ。また日本政府の対応次第で、後藤健二さんは解放されていたのでは、と語る姿も印象的であった。

次いで難波満弁護士が、シリア人の難民認定を求める弁護活動について報告した。戦況が日々報道され、国民の半数約1000万人が難民・国内避難民として住まいを追われているのに、2014年11月までに日本で難民認定申請した61名中、現在までに難民認定を受けたのは僅か1家族3人に過ぎない。入管が彼らの訴えを退けた理由と、映像を通じてみたシリアの実情との間に大きな差を感じた。

世間の関心の高いテーマであるため、引き続き研究を続け、公開シンポジウム等を実現したい。

第19分科会

被災地の今

理事者付嘱託・東日本大震災対策本部委員 濱田 憲孝 (59期)



当分科会では、東日本大震災より4年が経過した「被災地の今」を知り、節目となる5年目を迎えるにあたって復興への喫緊の問題を議論するため、岩手、宮城、福島各県において被災者のため活躍されている、吉江暢洋弁護士（岩手弁護士会）、宇都彰浩弁護士（仙台弁護士会）、西ヶ谷尚人弁護士（第二東京弁護士会）の3名を講師として招き、各県の現状報告をしていただくとともに、安藤建治弁護士（東日本大震災対策本部副本部長）をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

各県の現状報告やパネルディスカッションを通じ、被災地においては、住宅の復興問題や被災者の帰還問題等、未だ解決の目処が立たない問題が山積する状況が浮き彫りとなり、被災地及び被災者への支援が、現在もなお強く求められる現状が再確認された。

東日本大震災における復興過程の問題点を改めて学ぶことにより、首都直下地震が予測される東京における災害対策研究という意味においても、有意義な分科会となった。

法曹人口・法曹養成問題等の特別報告

広報室嘱託 西川 達也 (61期)

日本弁護士連合会特別嘱託として、法曹人口・法曹養成問題に深く関わってこられた丸島俊介会員から特別報告があった。

報告は、政府の法曹養成制度改革推進会議において本年6月30日に決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」の概要に基づき、最新の法曹人口・法曹養成をめぐる最新の情報について解説が行われた。



法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組については、法務省、最高裁とともに、日弁連、弁護士会に環境整備等の取組が期待されていること、法曹人口については、法曹の質を確保しつつ当面

1500人程度が輩出される取組が進められるべきものとされていること、法科大学院については、平成30年までを集中改革期間として、司法試験に概ね7割以上が合格できるよう充実した教育を目指すこと、そのために法科大学院の組織の見直し、教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減が図られるべきものとされていること、予備試験については、法科大学院を中核プロセスとする法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮すべきとされていること、司法試験について、選択科目の廃止の是非について検討されていること、司法修習については、導入修習等の実施による修習内容の更なる充実、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討すべきとされていること、今後の課題として、社会的状況等を踏まえて、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討が必要であるとされていること等について、報告があった。

1500人程度が輩出される取組が進められるべきものとされていること、法科大学院については、平成30年までを集中改革期間として、司法試験に概ね7割以上が合格できるよう充実した教育を目指すこと、そのために法科大学院の組織の見直し、教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減が図られるべきものとされていること、予備試験については、法科大学院を中核プロセスとする法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮すべきとされていること、司法試験について、選択科目の廃止の是非について検討されていること、司法修習については、導入修習等の実施による修習内容の更なる充実、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討すべきとされていること、今後の課題として、社会的状況等を踏まえて、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討が必要であるとされていること等について、報告があった。

全体討議 第1部

立憲主義と平和主義—戦後70年に改めて考える

憲法問題対策センター委員 棚橋 桂介 (66期)

1 序

憲法問題対策センターでは、2015年度夏期合同研究全体討議において水島朝穂・早稲田大学法学学術院教授を招き、「立憲主義と平和主義—戦後70年に改めて考える」と題する講演を行った。水島教授の講演はいつもエネルギーで、時には辛辣に政府を批判し、驚くような秘密情報(?)を交えて聴衆をぐいぐい引っ張っていく。その熱い内容をご紹介する。

2 講演の内容

憲法学界では、自衛隊の合憲性について現在統一の見解は存しないにも拘わらず、集団的自衛権は違憲とする立場が圧倒的である。しかし安倍政権は、国会が招致した憲法学者3人全員が集団的自衛権行使は違憲と明言したにも拘わらず、砂川判決の援用という牽強附会の論法により、反対意見を押し殺そうとしている。

個別的自衛権と集団的自衛権の違いは、我が国に対する武力攻撃なくして他国への攻撃が可能かという点である。従

来の政府の説明によれば、集団的自衛権の行使が違憲とされるのは、自衛のための必要最小限度の実力は戦力に該当しないのでこれを行使することが許されるが、我が国に対する武力攻撃がなされていないのに他国を攻撃することは自衛のための必要最小限度の実力の行使といえないからである。過去60年間、国会はどこまでの装備であれば戦力に該当しないかについての議論を蓄積し、政府は自国が攻撃されていないのに自衛権を発動することは憲法を改正しない限りできないとの答弁を繰り返してきた。

このようにして形成されてきた憲法慣行に、一内閣の閣議決定によって実質憲法改正にあたるような変更を加えることは、明白に違憲であり、法的安定性を根底から揺るがす。



従来、自国に対する武力攻撃の現実の発生の有無、そのおそれの程度により、類型別に武力行使・防衛出動の可否が議論され、我が国が現実に武力攻撃を受けるまでは武力行使はできないとされてきた。しかし今回の新安保法制では、防衛の対象が国土から国益に転換され、経済的資源の入手に困難を生じたに過ぎない場合でも、存立危機事態にあたりと判断されれば武力行使が可能となる。

このような大転換を正当化する理由として政府は安全保障環境の変化を挙げるが、何がどう変化したのか明確な説明はない。尖閣諸島の問題は個別的自衛権の問題に過ぎず、ホルムズ海峡の機雷掃海の事例は、同海峡には公海部分が存在しないから前提が成立しない。

集団的自衛権の行使は、行使される相手国からすれば、自分が攻撃していない相手から先制攻撃を受けることに他ならないということについて、思いをいたす必要がある。

3 結語

会場には多数の会員が集まり、現在の安倍政権の暴走・「壊憲」、新安保法制の危険性に対して会員が抱いている危機感の高まりを感じさせた。

夏期合同研究後、政府・与党は衆議院における強行採決により新安保法案を通過させた。しかし、違憲立法に立ち向かいこの国に立憲主義を取り戻す我々弁護士士の戦いは、これからが正念場である。

全体討議 第2部

「民法(債権関係)改正の概要」～弁護士に期待される水準

法制委員会副委員長 小松 達成 (62期)

第1部では、法制審部会幹事として議論をリードされてきた東京大学大学院の道垣内弘人教授にご講演いただいた。道垣内教授は、資料で98個(!)もの改正事項を取り上げたうえで、それを4種類に分けて解説された。4種類とは、判例法理や一致した見解等の明文化、不明確なところの明確化、一見すると変化のあったところ、本当に変化のあったところの4つである。参加者にとっては、改正事項の区分けがなされたことで、何も無い改正の森に地図ができたと感じられたのではないだろうか。

たとえば、債務不履行による損害賠償の範囲について、現行民法416条2項は「予見し、又は予見することができた」という要件であるが、全くの事実的判断ではなく、規範的要件と解されていた。契約時から債務不履行時までの間に、債権者がありとあらゆる事情を債務者に伝えても、債務者に予見可能性があったとは必ずしも認められない。法案では、上記要件が「予見すべきであった」という規範的要件に変わるが、一致した見解が明文化されただけである。

他方で、法案では、諾成的消費貸借の借主が目的物受取前に解除した場合(法案587条の2第2項)や、消費貸借の借主が期限前弁済をした場合(法案591条3項)において、貸主に損害が生じたときは、貸主は借主に対しその賠償を請求できると規定する。損害賠償の名目で実質的に利息であるものが借主から奪い取られてはならず、利息制限法との関係が問題となる。また、300万円を1年後に返済したいという借主に対し、貸主が3000万円を3年後に返済するという契約で貸付けた際、期限前弁済の損害賠償が後者を基準としてなされてよいのかという疑問があり、弁護士の

活躍のもとでの判例の展開が期待される。

第2部では、道垣内教授とともに、法制審部会幹事を務められた高須順一委員と、篠塚力法制委員会前委員長によるパネルディスカッションが行われた。改正に通じた3者の発言からも、消滅時効、保証人保護の方策の拡大等、特に重要な改正点について、実務家としてより深い検討を行うことが期待されているということが伝わってきたものと思われる。

道垣内教授の講演では、弁護士の活躍で判例の展開及びよりよい実務の形成が期待されると述べられた点がたくさんあったのが印象的であった。たしかに、改正後の民法の担い手はユーザーの側に移る。そして、その主たる担い手となり、使いこなしていくのは私たち弁護士(特に若い世代)である。改正の対応をしないといけないのはわかっているが、何かきっかけがほしいという方は、おそらくたくさんいらっしゃると思われる。そのような方々にとって、本講演が改正の全貌と要点を簡単に(楽しく)掴むことができる格好の入り口となったのであれば、幸いである。

